

船橋市地域保健推進協議会条例第4条第1項第4号の委員の選考に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市地域保健推進協議会条例（以下「条例」という。）第4条第1項第4号に規定する委員（以下「公募委員」という。）の選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定数)

第2条 公募委員の数は、2人までとする。

(公募委員の応募資格)

第3条 公募委員に応募することができる者は、次に掲げる要件を備えた者とする。

- (1) 市内に在住する者であること。
- (2) 応募日に18歳以上の者であること。
- (3) 応募の際、市の他の附属機関等において委員となっていない者であること。
- (4) 市の職員（前号に掲げる者を除く。）でないこと。

(公募委員の公募方法)

第4条 公募委員の公募は、広報ふなばし及び市ホームページに募集記事を掲載することにより行う。

(公募委員の選考方法)

第5条 公募委員の選考は、小論文によるものとする。

(公募委員選考委員会)

第6条 公募委員を選考するため、公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 選考委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 健康福祉局長
- (2) 健康部長
- (3) 保健所長
- (4) 保健所理事
- (5) 保健総務課長

3 選考委員会に会長を置き、会長は、健康福祉局長が充たる。

4 選考委員会の会議は、会長が招集し、議事を整理する。

附 則

この要綱は、平成15年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。